

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務にかかわる契約の締結は、当該業務に係る令和6年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とします。

令和5年12月13日

1 概要

(1) 契約予定件名

児童手当制度改正に伴う作業委託

(2) 目的

令和6年度施行の児童手当制度改正に伴う支給事務を適正かつ迅速に行うため、児童手当支給対象者拡大における処理作業等の一連の業務を正確かつ効率的に行う。

(3) 業務内容

児童手当支給対象者拡大における認定請求書の印刷、印字等作業

- ・各種帳票の印刷：区から提供する原稿を元に、各種帳票を印刷する。各種帳票は、児童手当認定請求書、案内文、返信用封筒(受託業者用)、返信用封筒(区対応用)、送付用窓あき封筒等。

- ・児童手当認定請求書の印字：区から提供する印字データを元に印字する。

- ・児童手当認定請求書の封入・封緘・発送

児童手当支給対象者拡大における認定請求書処理作業

- ・区から受領した未開封の返信用封筒(受託業者用)を開封し、児童手当認定請求書(紙帳票)およびその他同封物をPDF形式に加工する。

- ・区から受領したZIP形式の児童手当認定請求書(電子申請)ファイル内にある各種データをPDF形式に加工する。

- ・児童手当認定請求書(紙帳票、電子申請)について申請者、受付年月日を入力した受付データを作成し、区へ納品する。

- ・児童手当認定請求書(紙帳票、電子申請)を、別途定める審査方法で審査し、OK分、エスカレーション分に分類する。

- ・OK分、エスカレーション分それぞれにおいて、区の指定した方法でのデータ入力を行った「納品データ」とPDF形式に加工された認定請求書ファイルを区に送信する。

- ・エスカレーション分について、区の確認・修正後、受託者の再処理が可能な分は区から再処理用の帳票を受領し、処理を行う。

- ・区から受領した児童手当認定請求書(紙帳票)およびその他同封物を区の指定した場所に返却する。

児童手当支給対象者拡大における通知書の印刷、印字等作業

- ・児童手当世帯状況確認通知書、児童手当認定通知書の印刷：区から提供する原稿

を元に圧着ハガキに各通知書を印刷する。

- ・児童手当世帯状況確認通知書、児童手当認定通知書の印字：区から提供する印字データを元に圧着ハガキに印字する。
 - ・世帯状況確認通知書、児童手当認定通知書の発送
- 児童手当支給対象者拡大における電話対応業務
- ・区が提供する「電話対応表」に基づき、問い合わせに電話対応する。
 - ・対象：「児童手当認定請求書」、「児童手当世帯状況確認通知書」、「児童手当認定通知書」を送付している対象者。

(4) 履行期間

契約の日（令和6年7月1日予定）から令和7年3月31日まで

(5) 対象世帯総数

約 90,000世帯

2 参加事業者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 世田谷区から、入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 平成30年度以降、人口40万人規模以上の地方自治体において児童手当現況届等処理作業と同種の業務（各種申請書の印刷・印字、申請書の審査、データ入力、コールセンターの開設等）に関する契約の実績があること。
- (6) (財)日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」又は「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度」の認証を取得しているか、もしくは自社においてこれらの資格を取得している者と同等程度の個人情報保護に関する社内規定を設けていること。
- (7) データプリント、封入・封緘等の各作業において、事業の中断を引き起こすような災害発生を想定し、受託者は早期復旧を図るための事業継続計画(BCP)を策定済みであること。
- (8) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本案件では、提案書の提出者の選定を行わず、参加資格の確認のみを行なう。

4 選定スケジュール

令和5年12月13日	公告
12月26日	参加表明書提出締め切り
令和6年1月15日	提案書提出にあたっての質問締め切り

1月29日	提案書提出締め切り
1月30日	審査
2月 2日	事業者決定、決定通知発送
2月 6日	契約に向けた打ち合わせ開始

5 提案書を特定するための評価基準

(1) 業務の実行能力

- ・作業処理方法全般の妥当性
- ・作業の計画性
- ・作業体制
- ・作業方法の具体性
- ・作業の正確性
- ・作業の迅速性

(2) リスクとその対処方法

- ・情報保護に関する社内の管理体制
- ・業務における情報保護の確実性

(3) 事業実施における総合的な経済性

- ・作業コストの経済性

(4) 業務を安定的に遂行する能力

- ・児童手当等現況届、同種又は類似業務の実績の内容

(5) 業務実施方針及び手法

- ・説明書の理解度
- ・事業実施計画の妥当性

(6) 見積額の妥当性

- ・提案限度額との整合性

6 手続等

(1) 担当部課

世田谷区子ども・若者部子ども家庭課子ども医療・手当担当

住所：〒154-8504 世田谷区世田谷4 - 21 - 27

場所：第1庁舎2階23番窓口

電話：03-5432-2309 FAX：03-5432-3081

Eメールアドレス：SEA02413@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間

令和5年12月13日(水)～令和5年12月26日(火)

(受付期間：午前8時30分～午後5時まで 土日祝日除く)

交付場所

上記(1)に同じ

交付方法

文書による手渡し又は区のホームページからのダウンロード

(3) 参加表明書の提出内容、期限、場所及び方法

提出内容

「様式1 参加表明書」を提出すること。

提出期限

令和5年12月26日(火)午後5時必着

提出場所

上記(1)に同じ

提出方法

持参に限る。

(4) 質問の受付及び回答方法

質問方法

「様式2 質問表」を上記(1)への電子メールで受け付ける

受付期間

令和6年1月15日(月)午後5時まで

回答方法

全参加表明者に対し電子メールにて回答する。

回答予定日

令和6年1月17日(水)

(5) 提案書の受領期限、提出場所及び方法

受領期限

令和6年1月29日(月)午後5時必着

提出場所

上記(1)に同じ

提出方法

持参に限る。

7 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との

随意契約により締結する予定の有無 無

- (5) 参加表明書及び提案書の作成ならびに提出にかかる費用について、区は一切負担しない。
- (6) 参加を表明した者及び提案書を提出した者からの提出物は返却しない。
- (7) 本件選定は、契約相手方となる候補者を選定するためのものであり、業務の仕様については、選定過程において区が提示した資料及び提案者による提案内容に拘束されない。契約時の仕様は、選定された候補者と区とで仕様調整を行い、双方の合意により確定するものとする。
- (8) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (9) 提出された書類に虚偽の記載があることが判明した場合、その者が行った提案は無効とする。
- (10) 本案件は、令和6年度の提案限度額を210,155,000円としている。区との契約では単年度で予定価格2,000万円を超える業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙を確認すること。
- (11) 詳細は「児童手当制度改正に伴う作業委託事業者選定説明書」による。

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」 が適用されます



**工事請負契約の
技能労働者の場合**

**東京都の公共工事設計労務単
価の職種ごとの85%相当額**
(各職種の金額は裏面をご覧ください)

**工事以外の契約の
労働者の場合**

(不動産、賃貸借を除く)

1時間あたり **1,230円**

労働報酬下限額とは...

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき、告示します。労働者は、事業者(下請負者含む)のもとで、労働報酬下限額が適用になる契約案件()の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

予定価格が3千万円以上の工事請負契約及び予定価格が2千万円以上の工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)又は指定管理者協定

世田谷区公契約条例とは...

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435
FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約()において契約事業者配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所第一庁舎4階46番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	2,837円	潜かん世話役	4,240円	型わく工	2,922円
普通作業員	2,540円	さく岩工	3,613円	大工	2,933円
軽作業員	1,785円	トンネル特殊工	3,294円	左官	3,135円
造園工	2,529円	トンネル作業員	2,859円	配管工	2,731円
法面工	3,220円	トンネル世話役	3,879円	はつり工	2,901円
とび工	3,177円	橋りょう特殊工	3,347円	防水工	3,485円
石工	3,145円	橋りょう塗装工	3,326円	板金工	3,262円
ブロック工	2,933円	橋りょう世話役	3,921円	サッシ工	3,082円
電工	3,060円	土木一般世話役	3,071円	内装工	3,167円
鉄筋工	3,082円	高級船員	3,549円	ガラス工	3,050円
鉄骨工	2,816円	普通船員	2,816円	ダクト工	2,752円
塗装工	3,326円	潜水士	4,814円	保温工	2,667円
溶接工	3,443円	潜水連絡員	3,496円	設備機械工	2,699円
運転手(特殊)	2,944円	潜水送気員	3,400円	交通誘導員A	1,902円
運転手(一般)	2,380円	山林砂防工	3,082円	交通誘導員B	1,647円
潜かん工	3,411円	軌道工	5,536円	上記以外の職種	1,230円

上記の金額は熟練労働者に適用されます。

上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,470円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和5年3月14日告示によるものです。

適用対象は令和5年4月1日以後に締結する契約(上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く)です。